

市区町村名：下高井郡山ノ内町

信濃中野税務署

音 順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権 割 合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
さ	佐野	都市計画の用途地域の指定がある地域	40	1.1	周比準	周比準	比準	比準		
		上記以外の地域								
		1 農業振興地域内の農用地区域								
		（1）北原、畑中、北田、谷地			純 3.7	純 5.7				
		（2）上記以外の地域			純 2.5	純 3.6				
		2 上記以外の地域								
		（1）北原、畑中、北田、谷地、上川原、下川原	30	1.1	純 6.3	純 8.9	純 2.7	純 2.7		
		（2）上記以外の地域	30	1.1	純 5.8	純 7.8	純 2.1	純 2.1		
		寒沢			純 2.5	純 3.6				
		上記以外の地域	30	1.1	純 5.8	純 7.8	純 2.1	純 2.1		
と	戸狩	農業振興地域内の農用地区域								
		1 中島中河原（夜間瀬川より東側の地域）			純 3.9	純 5.2				
		2 上記以外の地域			純 2.5	純 3.6				
		上記以外の地域								
		1 中島中河原（夜間瀬川より東側の地域）	30	1.1	純 7.3	純 10	純 2.7	純 2.7		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 5.8	純 7.8	純 2.1	純 2.1		
ひ	平穏 ※	都市計画の用途地域の指定がある地域	50	1.1	周比準	周比準	比準	比準		
		上記以外の地域								
		1 農業振興地域内の農用地区域								
		（1）上林、上川原、中川原、中道北、中道間、大柳、天川、横道東、川原			純 5.7	純 6.0				
		（2）下川原、金倉東、榎沢、飯綱東、堤、町東、小井戸、弥勒、松ノ木、西村、二王堂下、中村、四ツ屋、欠端、夜間瀬境、荒屋、雀崎、土橋、下手、村下、中原、矢口			純 4.1	純 6.0				
		（3）十社前、向井、東村、志古、吉沢、荒神堂、大原、村下中道北、上原（2 3 4～3 4 6 番地を除く）			純 4.1	純 6.0				
		（4）上記以外の地域			純 2.9	純 4.8				

※ この大字内の一部の地域については都市計画の用途地域の指定の廃止が予定されています。原則として、廃止後は倍率等が異なることとなりますので、詳細につきましては税務署までご照会ください。

市区町村名：下高井郡山ノ内町

信濃中野税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
ひ	平穏 ※	2 上記以外の地域								
		(1) 上林、上川原、中川原、中道北、中道間、大柳、天川、横道東、下川原、金倉東、榎沢、飯綱東	30	1.1	純 7.3	純 11	純 3.5	純 3.5		
		(2) 町東、小井戸、弥勒	30	1.1	純 7.3	純 8.2	純 2.8	純 2.8		
		(3) 西村、二王堂下、中村、四ツ屋、欠端、夜間瀬境、荒屋、雀崎、土橋、下手、村下、中原、矢口、十社前、向井、東村、志古、吉沢	30	1.1	純 11	純 11	純 3.5	純 3.5		
		(4) 堤、川原、松ノ木、荒神堂、大原、村下中道北、上原（2 3 4～3 4 6 番地を除く）	30	1.1	純 11	純 11	純 3.5	純 3.5		
		(5) 志賀高原	40	1.1	—	—	純 3.0	純 3.0		
		(6) 上記以外の地域	30	1.1	純 4.1	純 6.0	純 2.8	純 2.8		
よ	夜間瀬	農業振興地域内の農用地区域								
		1 上田中島、下田中島、町、伊勢宮、上条境、東町、中島中河原、馬場、町裏			純 3.6	純 5.2				
		2 上記以外の地域			純 2.9	純 4.8				
		上記以外の地域								
		1 上田中島、下田中島、町、伊勢宮、上条境、東町、中島中河原、馬場、町裏	30	1.1	純 8.8	純 11	純 4.5	純 4.5		
		2 入赤綿沢、赤綿沢、下丸山、丸山、戸ヶ崎、離山、木落、中道、下道、三ツ子山、下種池、種池、ガンドウ場	30	1.1	純 7.3	純 10	純 4.3	純 4.5		
		3 奥志賀高原別荘地（熟平の町有地）	30	2.0	—	—	—	—		
		4 上記以外の地域	30	1.1	純 4.8	純 5.9	純 2.8	純 2.8		

※ この大字内の一部の地域については都市計画の用途地域の指定の廃止が予定されています。原則として、廃止後は倍率等が異なることとなりますので、詳細につきましては税務署までご照会ください。